

基礎的研究業務における委託事業費により購入した物品の取扱要領

第1条 この要領は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）の基礎的研究業務委託規程（15規程第76号。以下「規程」という。）第5条第9号の規定により定められた契約事項に基づき発生した物品（以下「委託等物品」という。）の取扱いについて、物品の適正かつ効率的な管理及び活用を図ることを目的とする。

第2条 委託試験研究終了後、規程第12条第1項に規定する財産のうち返還を要する委託等物品を生研センターが指定したときは、受託機関は、生研センターの指示により当該物品を返還するものとする。なお、この場合の引渡しに要する費用は生研センターの負担とする。

第3条 委託研究期間終了後、生研センターが返還を要しないとした委託等物品については、第5条第1項に規定する生研センター所長の承認を得た時点での残存簿価で受託機関に売り払うことができるものとする。ただし、受託機関が公共機関等（国、地方公共団体、国立大学法人、公立大学、公立大学法人、国公立の試験研究機関、独立行政法人及び学校法人）の場合には、委託研究期間終了後に無償で譲渡することができるものとする。

第4条 前条の規定に関わらず、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した委託等物品について、次の何れかに該当する場合は、無償で受託機関へ譲渡できるものとする。

- 一 生研センターが、残存価値がないと判断した場合
- 二 生研センターが、次の何れかに該当し残存価値が低いと判断した場合
 - ア 残存簿価が50万円未満の委託等物品
 - イ 耐用年数が経過後5年を経過した委託等物品
 - ウ ア、イのほか生研センターが残存価値が低いと判断した委託等物品
- 三 生研センターが、引渡費用をかけて引き渡しを求めることが適当でない判断した場合

第5条 前2条の譲り渡しを受けるときは、受託機関は委託等物品譲渡申請書（別紙様式1号）を提出し、生研センター所長の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、生研センター所長の承認を得て受託機関に委託等物品を譲り渡すときには、生研センターと受託機関の間で物品譲渡契約書（別紙様式2号）を取り交わさなければならない。

第6条 委託研究期間終了後、第2条から第4条の規定による委託等物品の管理処分を行わない場合であって、生研センターが適当であると認めるときは、受託機関に一定期間引き続いて委託等物品の継続使用をさせることができる。

2 前項の継続使用を行う場合であって、当該委託等物品について、固定資産税の負担が生じるときは、生研センターは、受託機関に対し、毎年の固定資産税相当額の支払いを求めるものとする。

3 第1項の継続使用をするときは、受託機関は、委託等物品使用継続申請書（別紙様式3号）を

生研センターに提出し、生研センター所長の承認（委託等物品使用継続許可書（別紙様式5号））を得なければならない。

- 4 前項の規定により、生研センター所長の承認を得て受託機関が委託等物品を継続使用する場合であって、第2項に該当するときは、生研センターと受託機関の間で物品貸借契約書（別紙様式4号）を取り交わさなければならない。
- 5 前4項の規定に基づいて継続使用を認めた委託等物品については、継続使用期間中の毎年度末にその期間におけるその事業に係る委託等物品継続実績報告書（別紙様式6号）を徴するものとする。
- 6 継続使用期間は、原則として、委託研究期間終了後から5カ年以内とする。

なお、生研センター所長は必要に応じ使用状況等について調査を実施することができる。

第7条 第6条の継続使用期間中の委託等物品についても、受託機関から譲渡の申し出があったときは、第3条及び第4条による取扱いができるものとする。

第8条 受託機関は、委託研究期間終了後に解体撤去を行うことを当初から予定していたもの、機能が著しく低下しているもの、或いは劣化等により現状復帰するのに不相応な修繕費がかかる等の廃棄する明確な理由が存在するときは、委託等物品廃棄許可申請書（別紙様式7号）を生研センターに提出し、生研センター所長の許可（委託等物品廃棄許可書（別紙様式8号））の条件に従って廃棄処分することができるものとする。この場合、受託機関において処分し、その廃棄にかかる費用は受託機関の負担とする。

第9条 前条までの規定に関わらず予算財源が国からの補助金で購入した物品については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づいた事務手続きを行わなければならない。

附 則

この要領は、平成19年2月1日から施行する。

ただし、第6条第2項については、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(別紙様式1号)

委託等物品譲渡申請書

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

(住所)

(機関名)

(代表者名)

印

このことについて、平成〇〇年度から平成〇〇年度（課題名「」）により取得した委託等物品について下記のとおり譲渡を申請しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 譲渡理由

2 譲渡物品

(1) 物 品 名

(2) 取得年月日

(3) 員 数

(4) 取 得 金 額

(別紙様式 2 号)

物品譲渡契約書

1. 譲渡物件 ○○事業で使用した資産の中古売却
(内訳は仕様書のとおり)
2. 契約金額 (有償の場合) ¥○○○, ○○○ー
(うち消費税額及び地方消費税額 ¥○○, ○○○ー)
3. 支払期限 (有償の場合) 平成○○年○○月○○日
4. 引渡場所 仕様書のとおり
5. 契約保証金 免除
6. 支払方法 (有償の場合) 銀行振込
7. 特約条項 本物件は、乙がこれまで使用してきた現状有姿のまま譲渡するものであり、甲は本物件又は本件譲渡に起因する瑕疵担保責任その他如何なる法律上の責任も負わないものとする。

上記の件について、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構を甲とし、○○○○を乙として譲渡契約条項により譲渡契約を締結する。

この契約の証として本契約書 2 通を作成し、双方記名捺印の上各 1 通を保有するものとする。

平成○○年○○月○○日

甲 埼玉県さいたま市北区日進町 1 丁目 4 0 番地 2
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター
所長

乙

(別紙様式3号)

委託等物品使用継続申請書

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

(住所)

(機関名)

(代表者名)

印

このことについて、平成 年度 による委託等研究により取得した下記委託等物品を引き続き使用いたしたく継続使用について申請いたします。

記

1 継続使用理由

2 継続使用期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

3 継続使用物品

(1) 物 品 名

(2) 取得年 月 日

(3) 員 数

(4) 取 得 金 額

(別紙様式4号)

物 品 貸 借 契 約 書

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構を甲とし、△△△△を乙として、物品の貸借について下記により契約を締結し、その証として本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ各1通を保有する。

記

第1 品 名

第2 規 格

第3 数 量

第4 契約金額

第5 貸借期間

第6 設置場所

第7 使用目的

第8 甲は、上記物品を乙に貸与する。ただし、甲において必要が生じた場合は貸与物品の返還を求めることができる。

第9 上記物品の維持費及び搬入・搬出に要する経費は乙が負担するものとする。

第10 乙は上記物品を使用目的以外に使用してはならない。

第11 乙は貸与された物品について善良な管理を行うものとし、故意又は重大な過失により上記物品に損害を与えた場合は、その損害について弁償しなければならない。

第12 貸与された物品の管理及び使用に起因し何らかの損害が発生した場合、その責任はすべて乙にあり、甲は如何なる法律上の責任も負わないものとする。

第13 乙は甲の承認を得ないで、この契約により生ずる権利及び義務を、第三者に譲渡し若しくは承継させてはならない。

第14 甲・乙双方は、信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行にあたり、甲・乙間に紛争を生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

年 月 日

甲 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地2
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター
所長

乙

(別紙様式5号)

委託等物品使用継続許可書

年 月 日

殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 印

このことについて、 年 月 日付けをもって委託等物品継続使用申請のあった下記
物品の継続使用について許可いたします。

記

1 継続使用理由

2 継続使用期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

3 継続使用物品

(1) 物 品 名

(2) 取得年 月 日

(3) 員 数

(4) 取 得 金 額

(別紙様式6号)

委託等物品継続使用実績報告書

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

(住所)

(機関名)

(代表者名)

印

平成 年 月 日付けで許可のありましたこのことについて、下記のとおり事業を実施したので、その実績を報告します。

記

1 事業の実施状況

(1) 物品名

(2) 継続使用目的

(3) 実施期間

(4) 事業の結果(又は概要)

2 その他

(別紙様式7号)

委託等物品廃棄許可申請書

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

(住所)

(機関名)

(代表者名)

印

このことについて、平成 年度 による委託等研究により取得し、継続使用中の下記委託等物品を廃棄いたしたいので申請いたします。

記

1 廃棄理由

2 継続使用期間 平成 年 月 日～廃棄許可の日まで

3 廃棄物品

(1) 物 品 名

(2) 取得年月日

(3) 員 数

(4) 取 得 金 額

4 その他

廃棄に要する費用は、申請者が負担します。

(別紙様式 8 号)

委託等物品廃棄許可書

年 月 日

殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 印

このことについて、 年 月 日付けをもって申請のあった下記委託等物品の廃棄に
ついては許可いたします。

記

1 廃棄理由

2 継続使用期間 平成 年 月 日～廃棄許可の日まで

3 使用物品

(1) 物 品 名

(2) 取得年 月 日

(3) 員 数

(4) 取 得 金 額

4 その他

(1) 廃棄に要する費用は、申請者の負担とする。

(2) 廃棄の後は、当該廃棄物の処分を受託した者の発行する管理票（写）又は廃棄を 証
明する書類を提出するものとする。